

# 新しい株式振替制度の実施に向けて

2007年 2月



株式会社 証券保管振替機構  
企画部長 齊藤 宗孝

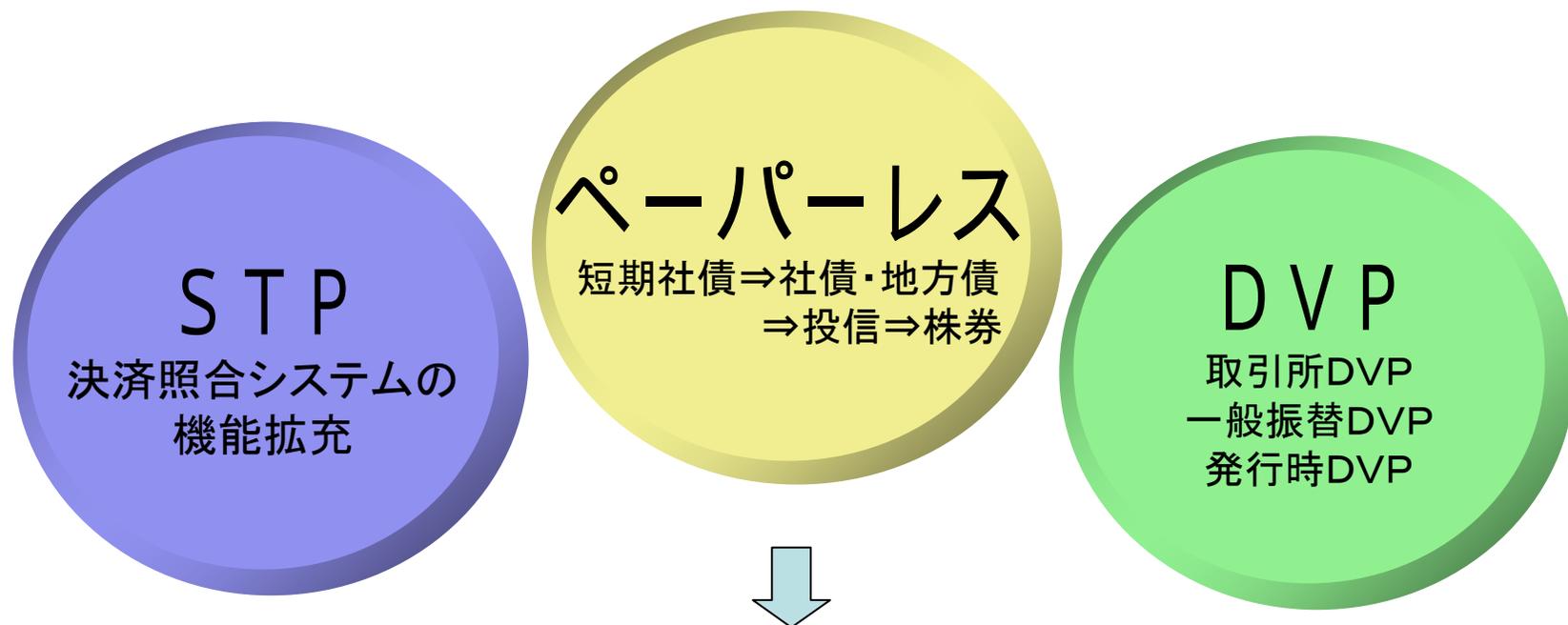
# 証券決済制度改革への取組み



機構の役割＝効率的で安全な決済サービスの提供



具体的な施策のための3つのキーワード



決済期間の短縮・元本リスクの削減・証券事故の防止・事務コストの圧縮・・・

# 改革スケジュールと機構の対応

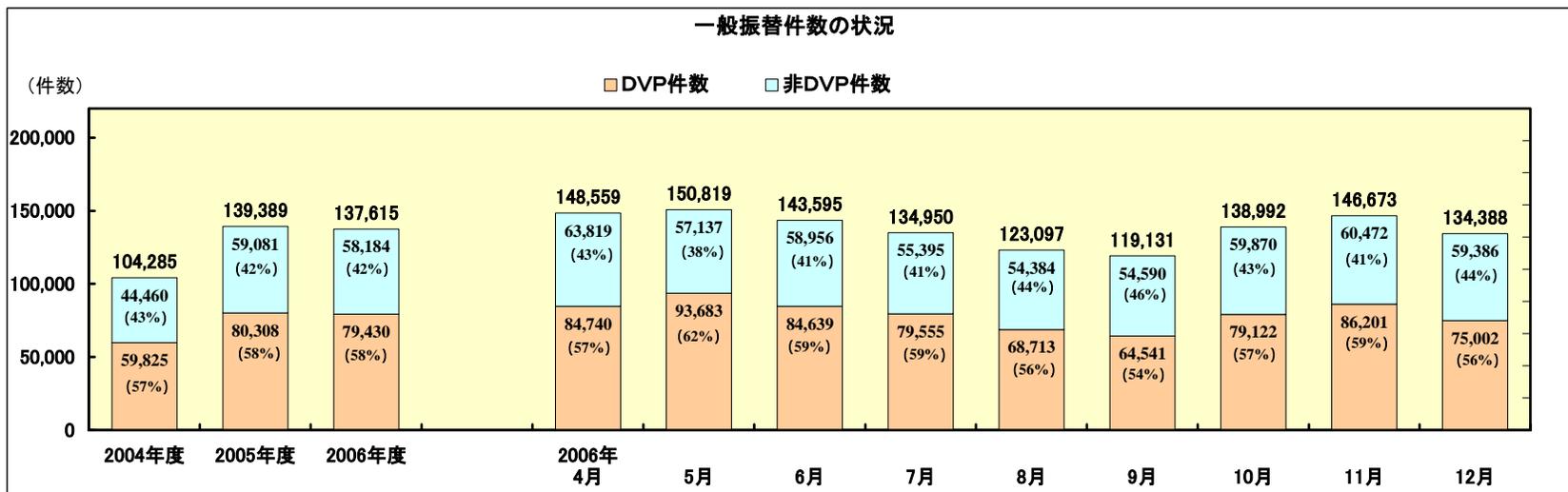


	2001年 (13年)	2002年 (14年)	2003年 (15年)	2004年 (16年)	2005年 (17年)	2006年 (18年)	2007年 (19年)	2008年 (20年)	2009年 (21年)
法 制 その他の動き		●改正保振法施行(4月) ●短期社債等振替法施行(4月)	●社債等振替法施行(1月) ●加入者保護信託(1月) ●改正証取法施行(清算機関)(1月)	●株券の電子化法公布(6月)	準備・周知期間(公布の日から5年以内)				●株券電子化制度移行期限(6月)
保振全般	●CB取扱開始(11月)(元利金事務取扱開始)	●保振の株式会社化(6月)	●振替機関指定(1月) ●株券喪失登録情報等照合システム(SITRAS)稼働(3月)						
D V P	●取引所DVP決済の導入(5月)	●制度要綱策定(6月)	●ほふりクリアリングの設立(6月)	●一般振替DVP稼働(5月)					
決済照合	●第1期第1フェーズ稼働(9月、株式)	●第1期第2フェーズ稼働(2月、C B・非居住者取引)	●第1期第3フェーズ稼働(5月、国債、先物・OP等)	●第2期稼働(5月)	●国債レポ・現先等、国債清算機関対応(2月)	●一般債・CP対応(1月)	○貸株対応(10月)		
短期社債			●振替制度実施(3月)	●サムライ電子CP(4月)	●印紙税特別措置の期限到来(3月)	●フェーズII稼働(1月)			
一般債			●制度要綱策定(6月)	●システム接続仕様書の公表(5月)		●振替制度実施(1月)	既発債移行	●税制経過措置終了(1月)	
投 信				●制度要綱策定(9月)	●システム接続仕様書の公表(8月)		●振替制度実施(1月) 既発投信移行	●税制経過措置終了(1月) ●上場投信(ETF)対応期限	
株 券 電 子 化 対 応						●制度要綱策定(3月)	●システム接続仕様書の公表(10月)		○振替制度実施(1月)
システム・リブレース									○リブレース実施(1月)

(注) ●は実施済み又は実施時期が確定しているもの  
○は機構が想定する目標時期

◆ (現時点)

# 一般振替DVPの利用状況



※1. 2004年度のグラフは、2004年5月17日（一般振替DVP制度開始日）から2005年3月31日までの1営業日平均値である。

※2. 2006年度のグラフは、2006年4月1日から2006年12月31日までの1営業日平均値である。

※3. 月次のグラフは、当該月の1営業日平均値である。

※4. 対象となる有価証券は、株式、新株予約権付社債券、投資証券、優先出資証券及び受益証券である。

※5. 総支払額は、証券振替の実行に係る金額である。

※6. 総決済価額支払額は、差引支払となった全資金決済単位の支払額の合計である。

※7. 圧縮率は、総決済価額支払額を総支払額で除したものに100を乗じた値である。

# 決済照合システムの状況



## 照合システム 利用会社数

### 国内取引

投信・投資顧問会社(37社)

証券会社(78社)

信託銀行(16社)

生損保その他 (57社)

地方銀行(64社)

第二地銀 (44社)

信用金庫(169社)

信連・農協・信漁連(47社)

### 非居住者取引

証券会社(29社)

カストディ銀行(8社)

その他 (2社)

## 照合システム 利用状況等

### ➤ 業態別参加率(件数ベース)

- ✓証券会社、信託銀行、カストディ銀行 ほぼ100%
- ✓運用会社(投信委託、投資顧問) 約60%

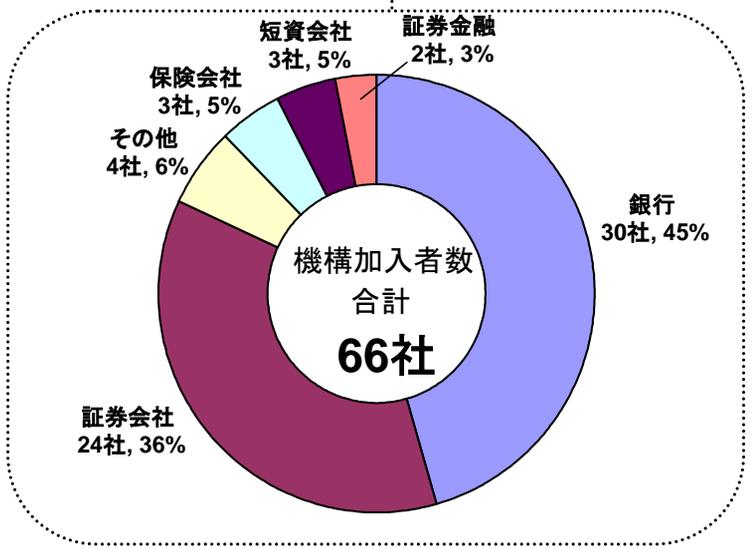
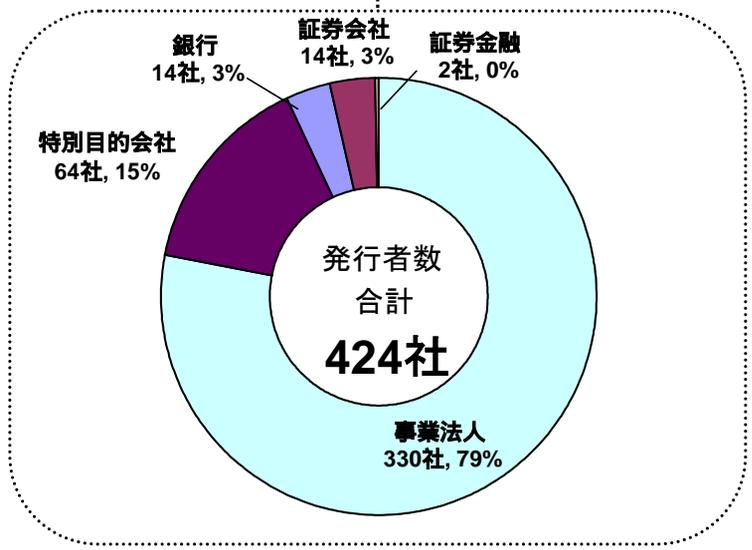
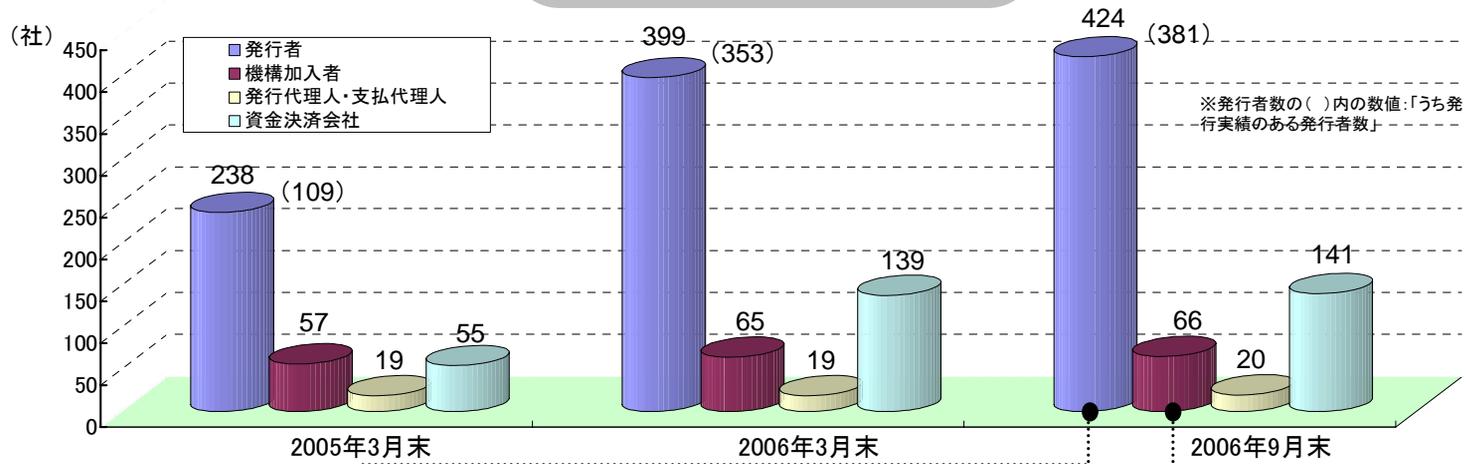
### ➤ 日別照合一致率

	国内取引		非居住者取引
	約定照合一致率	決済照合一致率	決済照合一致率
約定日(決済日3日前)	99%超	10%以下	約12%
決済日2日前	99%超	99%超	約67%
決済日1日前	99%超	99%超	約85%
決済日	99%超	99%超	約99%

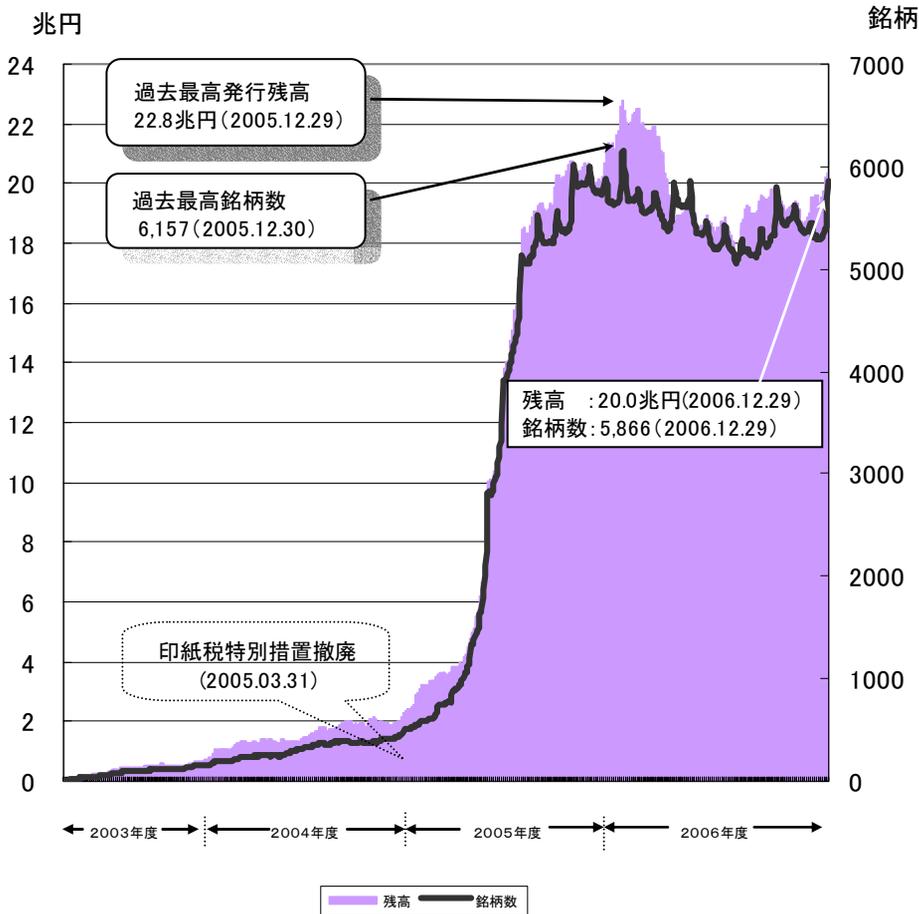
# 短期社債振替制度の状況



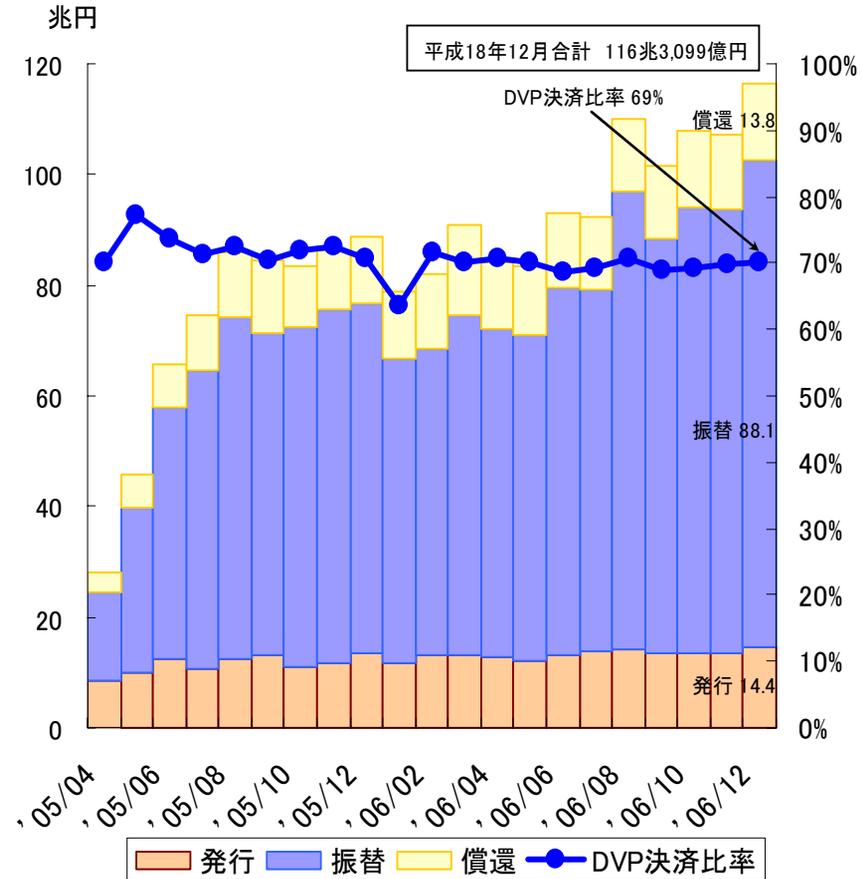
## 制度参加者数の推移



## CPの発行残高・銘柄数の推移



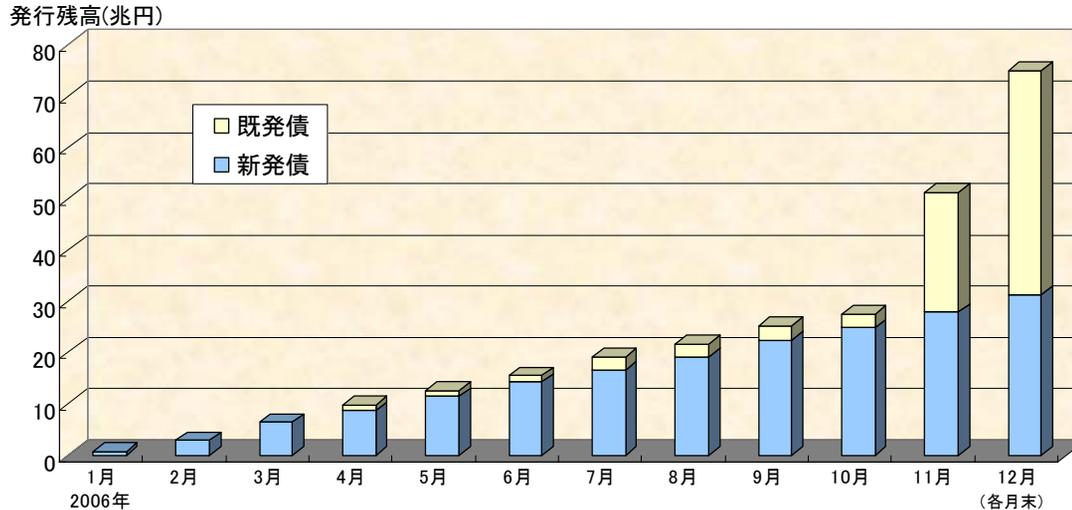
## CPの発行・振替・償還額の推移



# 一般債振替制度の状況



## 発行残高の推移及び発行者区分別銘柄数・発行残高



## 制度参加者

2006年12月末現在

機構加入者	87社
間接口座管理機関	359社
発行/支払代理人	191社
資金決済会社	141社

2006年12月末現在

発行者区分	同意 発行者数	新発債		既発債		合計	
		銘柄数	残高(兆円)	銘柄数	残高(兆円)	銘柄数	残高(兆円)
政府系機関	25	157	8.19	370	8.17	527	16.37
地方公共団体	794	550	7.61	1,918	11.71	2,468	19.32
地方公社	7	10	0.10	12	0.11	22	0.21
事業会社	1,078	870	10.15	1,197	19.83	2,067	29.99
S P C	97	30	0.34	147	1.16	177	1.51
サ ム ラ イ 債	61	9	0.27	55	0.76	64	1.03
計	2,062	1,626	26.69	3,699	41.77	5,325	68.47
非公開会社私募債等	30,634	18,389	4.51	5,992	2.00	24,381	6.51
合計	32,696	20,015	31.20	9,691	43.78	29,706	74.99

# 投資信託振替制度の開始



## ○ 取扱対象

「投資信託及び投信法人に関する法律」(投信法)に規定する投資信託

- 原則、契約型の委託者指図型を対象
- 機構が、発行者の同意を得た受益権
- 最低発行単位の口数が1口であること

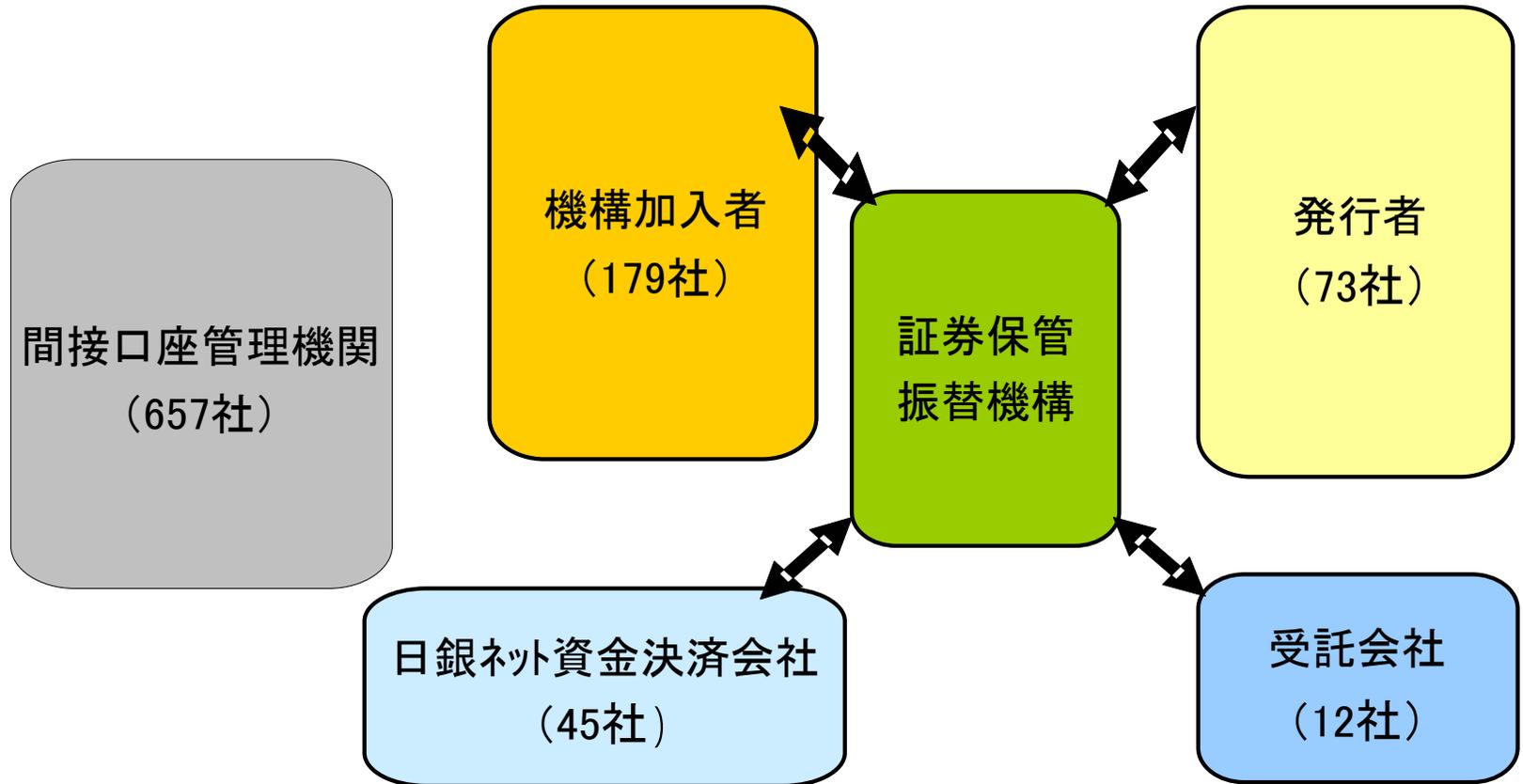
## ○ 移行した銘柄

■ 公募投資信託      2,752銘柄      残高 62兆円

■ 私募投資信託      2,189銘柄      残高 26兆円

(注)2007年1月4日現在。なお、残高は口数に1口当りの元本金額を乗じた額

# ○ 制度参加者



合計：966社（会社数ベース：886社※）

※複数形態で参加している会社があるため合計は一致しない。

# 株券電子化の実施に向けて



## これまでの検討状況

### 株券等の電子化に関する法制

- 「株式等決済合理化法」公布(2004年6月) → 5年以内の政令で定める日から施行
- 実務界としては、2009年1月を実施目標日と設定

### 政省令に関する関係者協議(2004年8月～2005年4月)

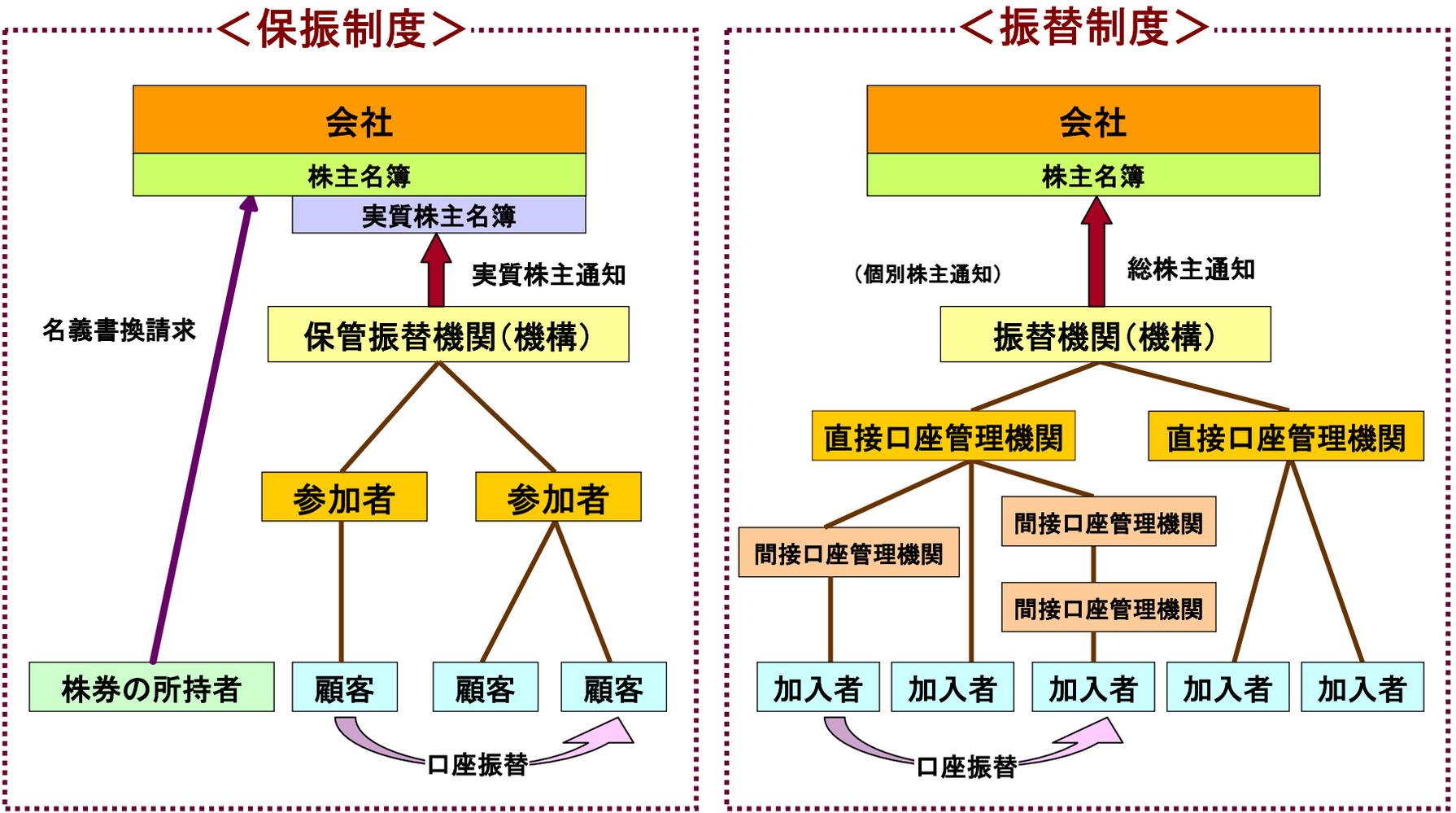
- 端数処理の方法について(振替機関による名寄せ)
- 外国人保有制限銘柄の取扱いについて

### 機構における検討

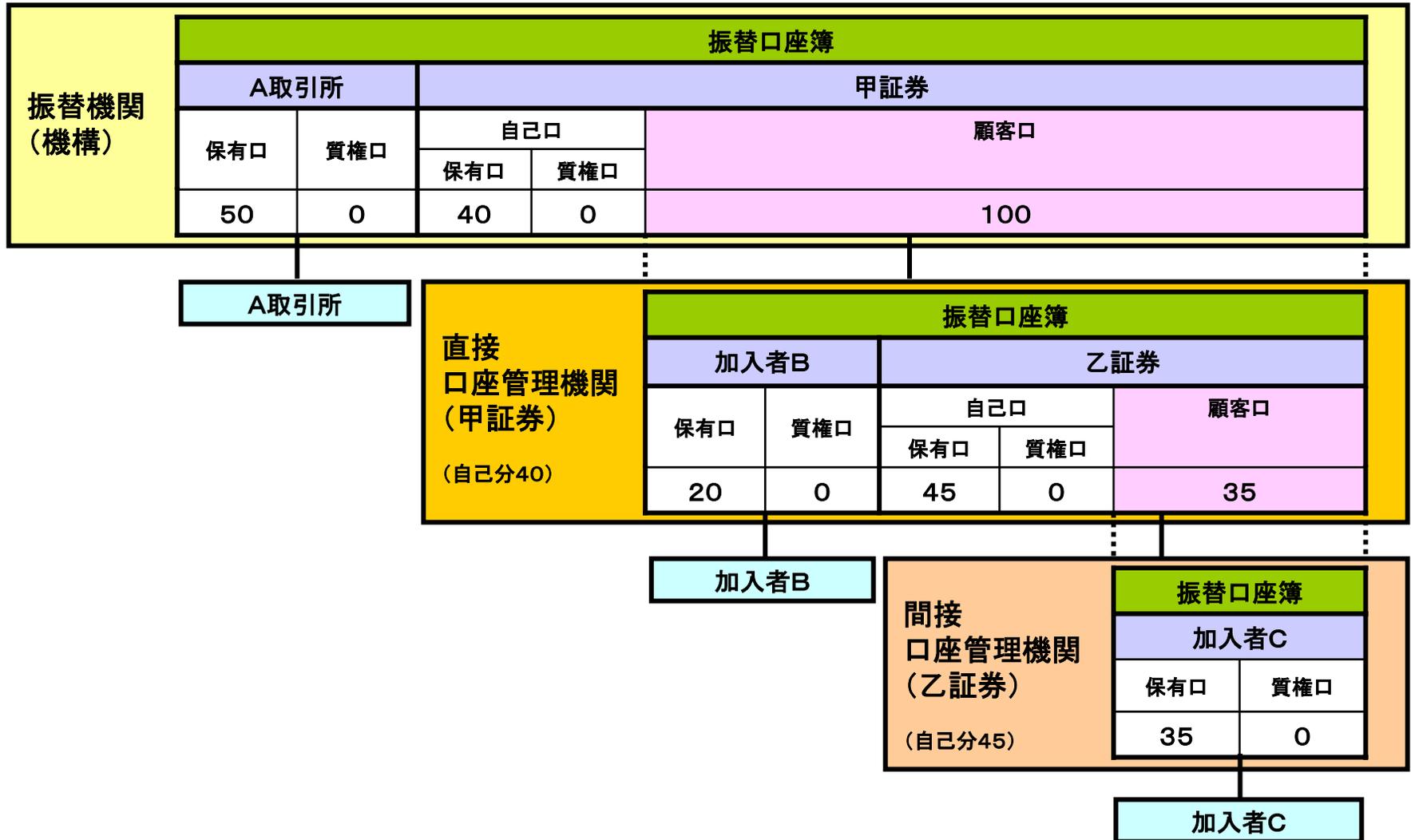
- 株券電子化小委員会の設置(2005年4月)
- 「株券等の電子化に係る制度要綱」の公表(2006年3月)・説明会(4月～7月)
- 「株式等振替システム接続仕様書」の公表(2006年10月)・説明会(12月)

# 株式等の新振替制度の概要

## 新旧制度の比較

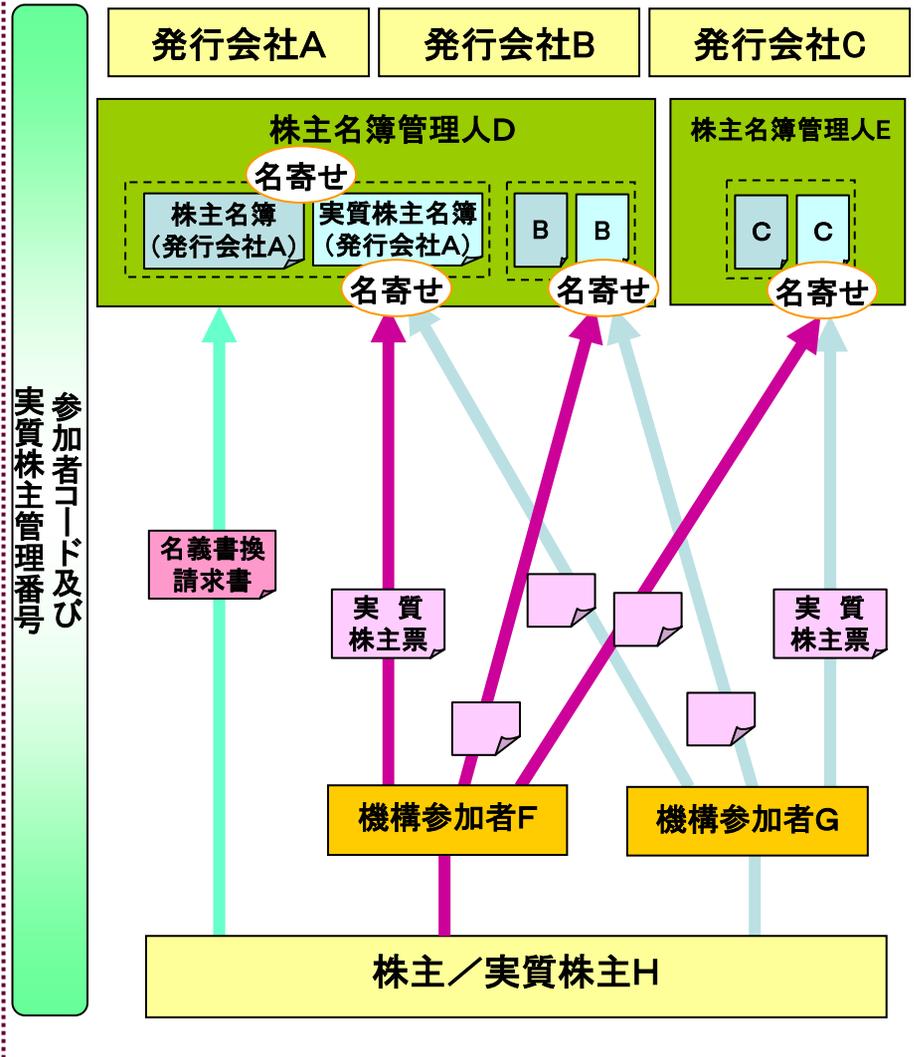


# 階層構造と振替口座簿

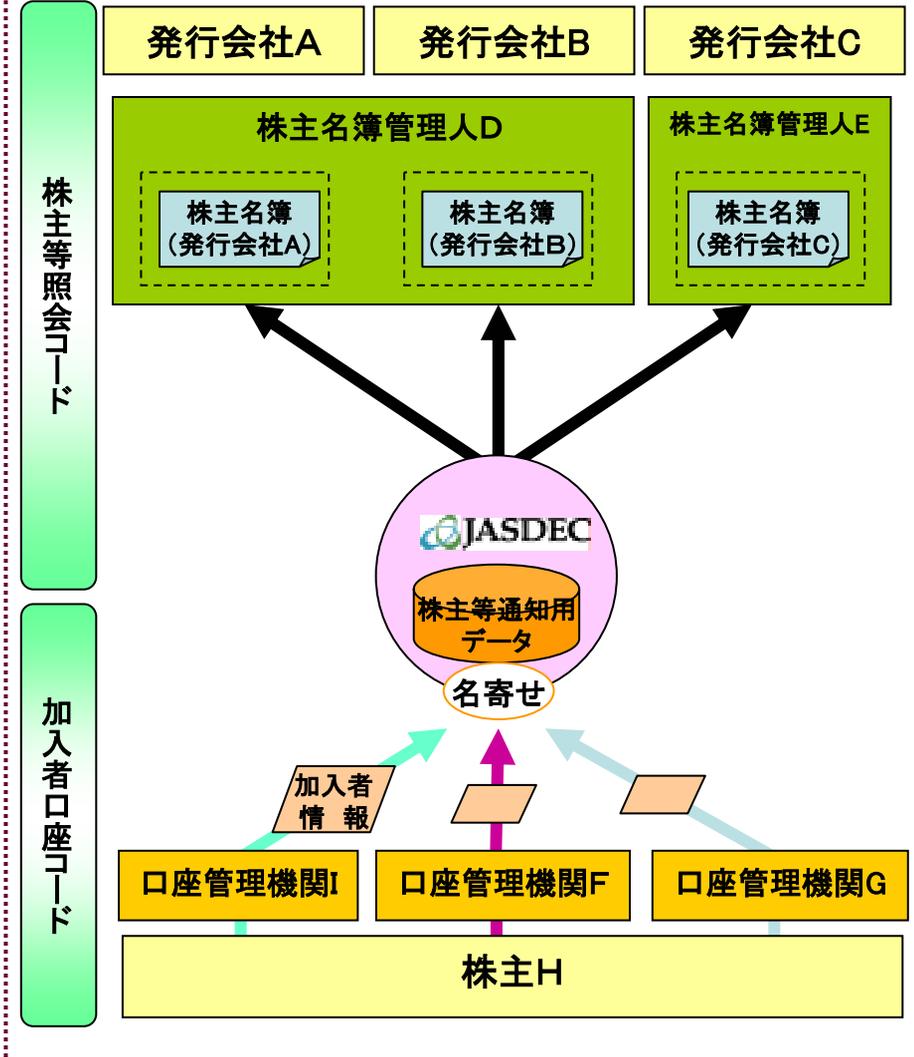


# 機構による株主の名寄せの一元化

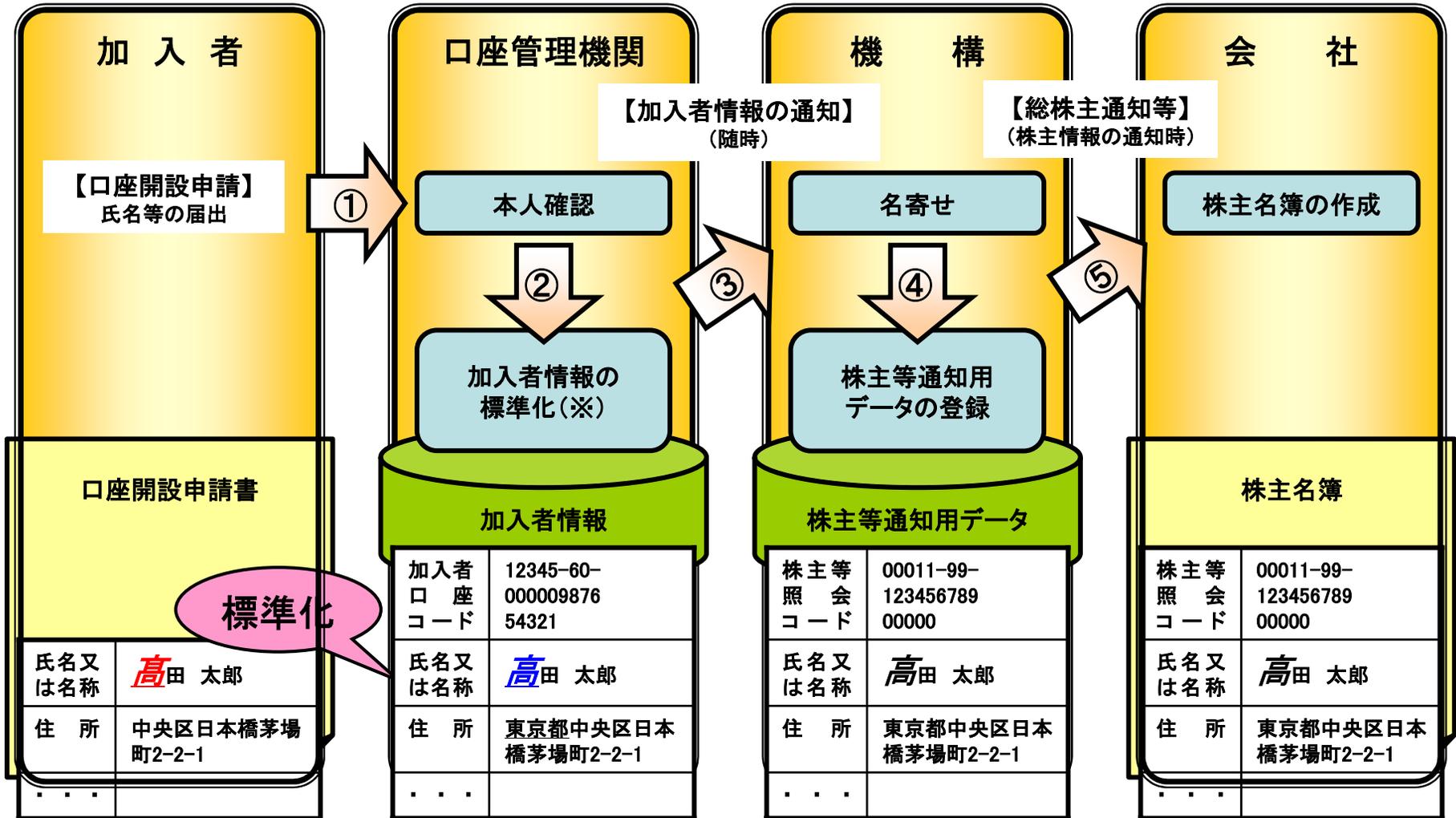
## <保振制度>



## <振替制度>



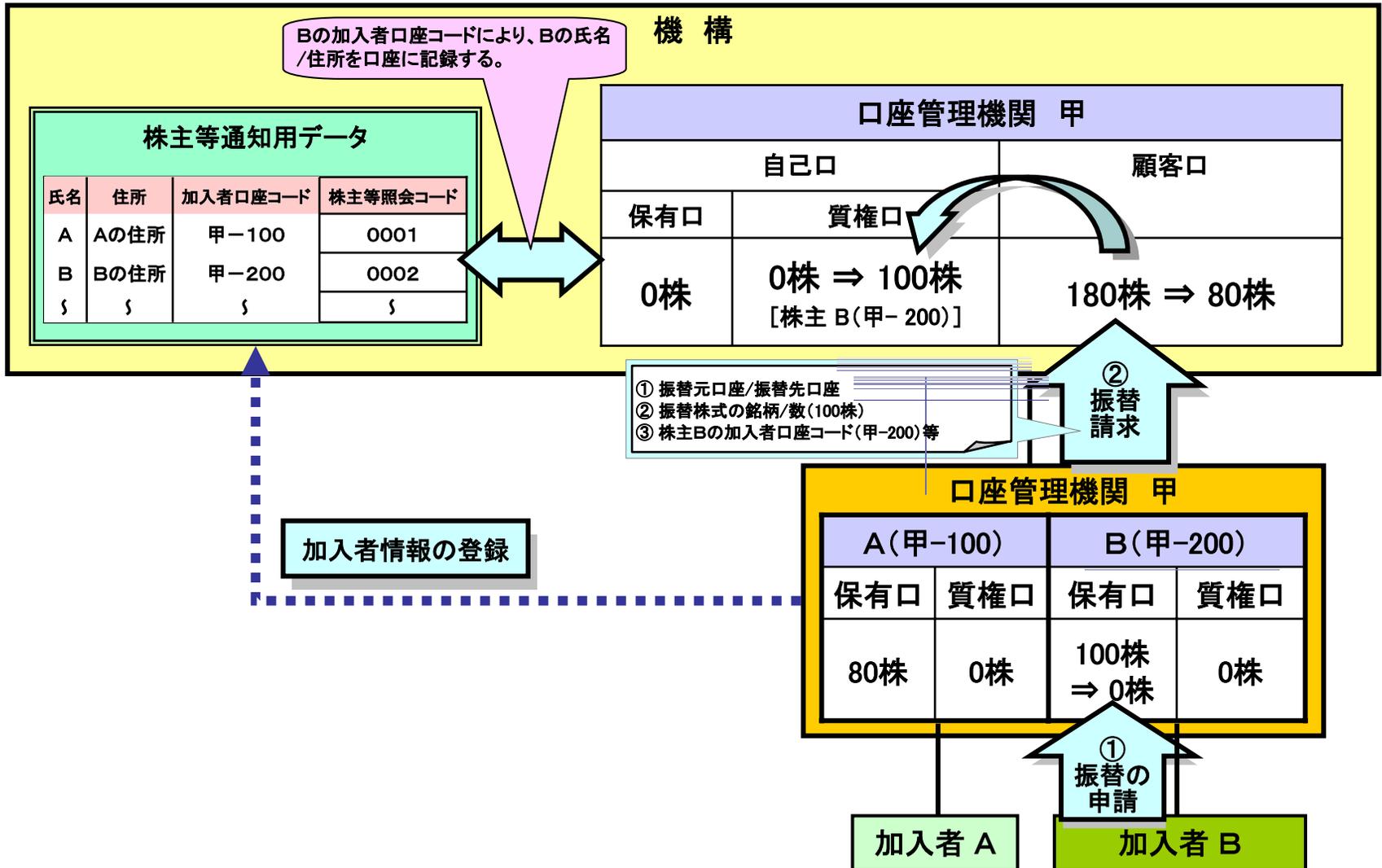
# 機構における加入者情報等の管理



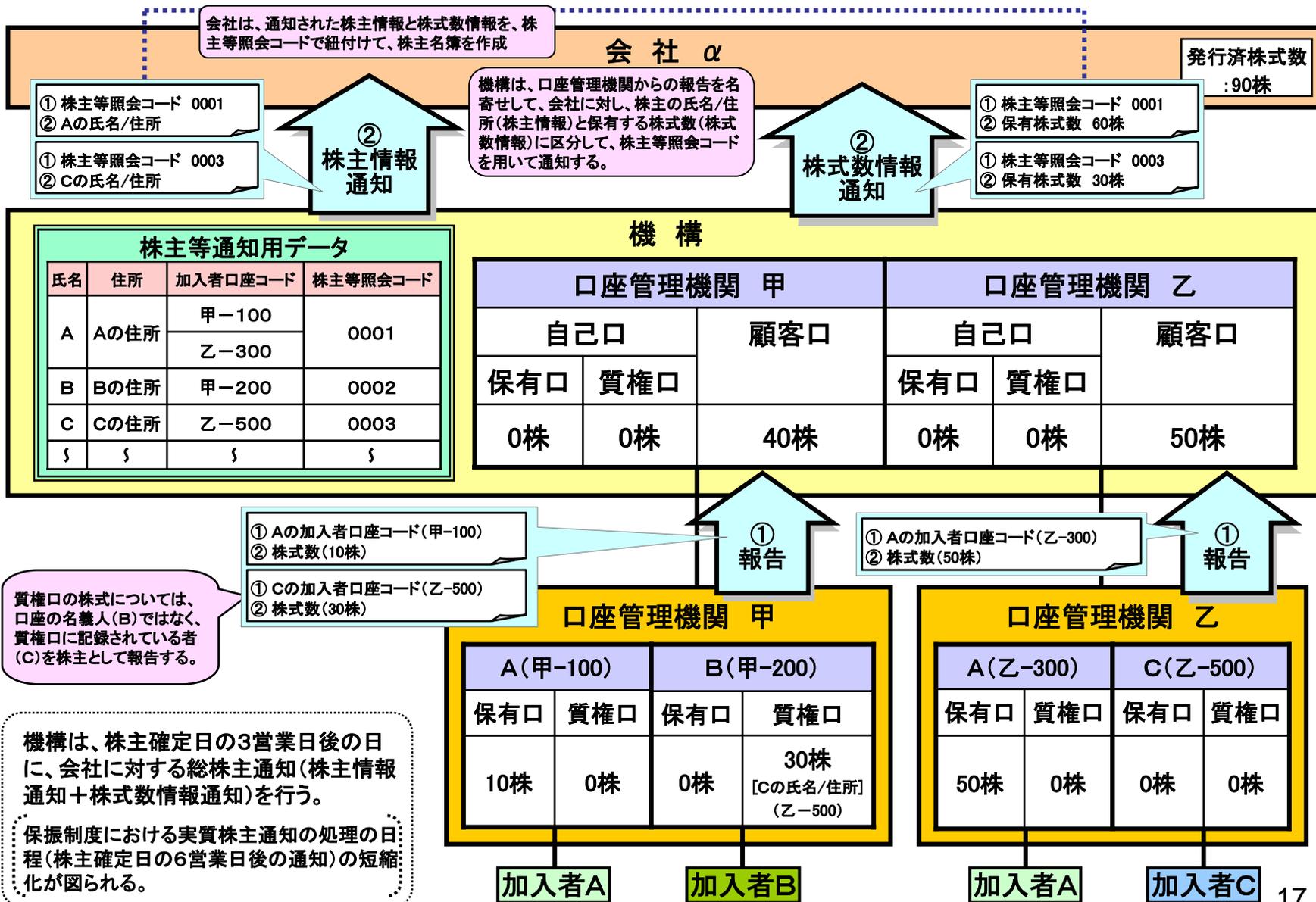
(※) 電磁的な方法による情報の授受のため、口座管理機関は、加入者の氏名又は名称その他の漢字を含む情報について、「JIS X 0213」の範囲(制度移行当初においては、「JIS X 0213中のJIS X 0208+人名用漢字」の範囲)の文字への置換えを標準化に際して行う(文字情報のコード化は、「Unicode」を利用して行う。)

# 質権口への振替

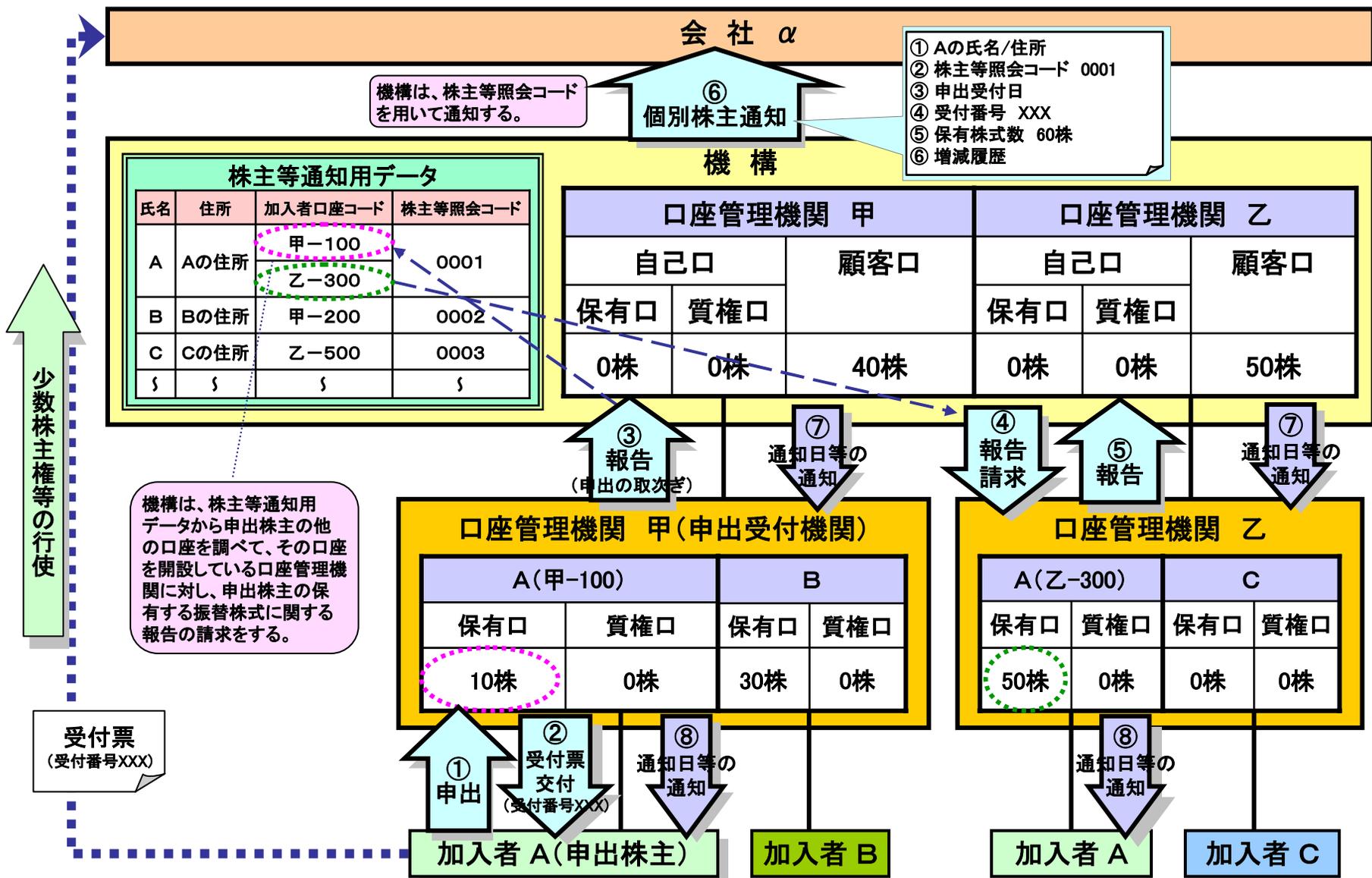
〔加入者Bが直近上位機関である甲へ質入れする場合(Bの保有口から甲の質権口への振替)〕



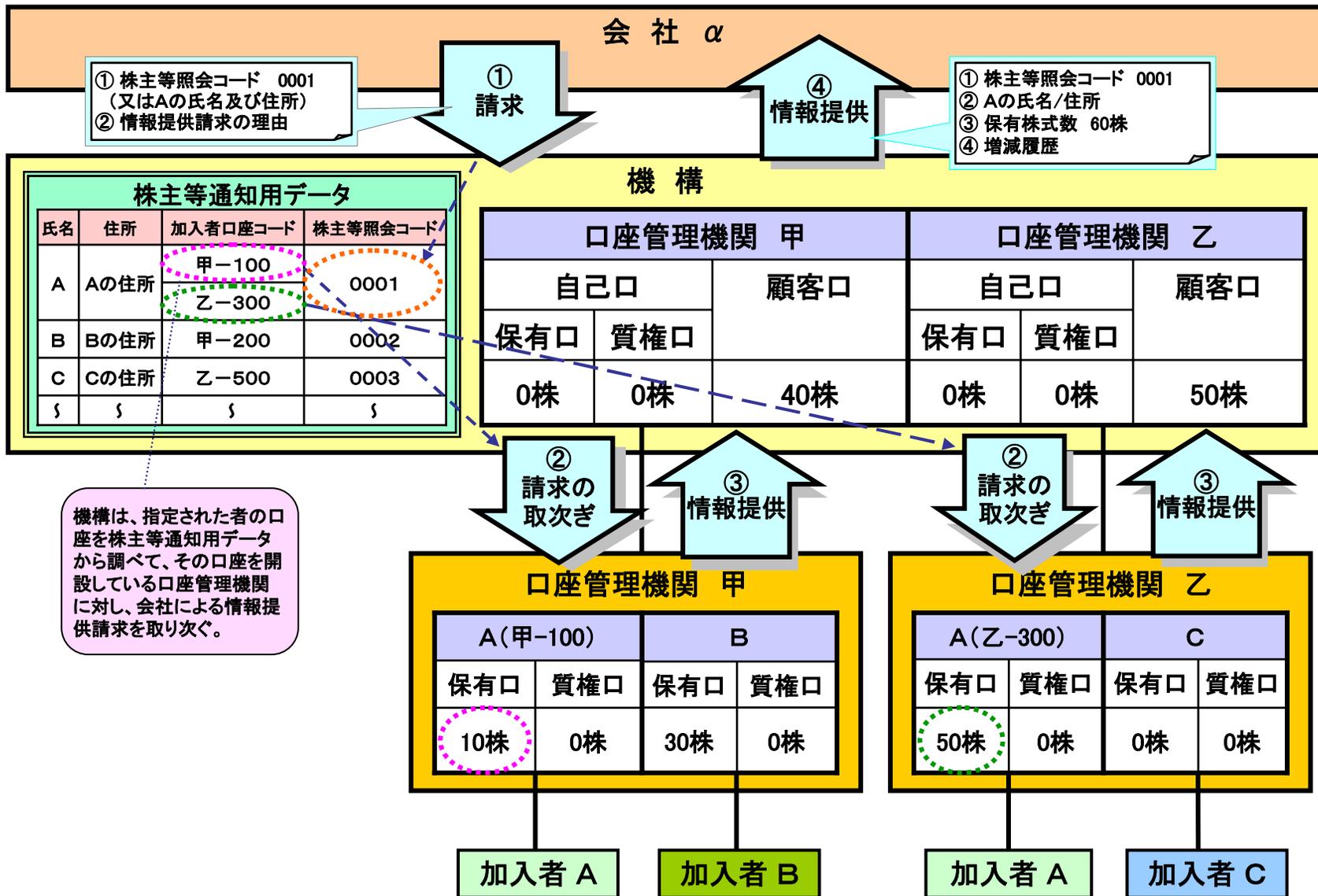
# 総株主通知の処理



# 個別株主通知の処理



# 会社による振替口座簿の情報提供請求の処理



# 外国人保有制限銘柄についての期中公表

会社 β  
(外国人保有制限銘柄の会社(放送会社等))

発行総数等の通知

① 通知

- ① 銘柄 β
- ② 発行総数 500株

機構

② 外国人直接保有比率を計算(日々)  
 $(50+10+15)/500=15\%$

口座管理機関 甲				口座管理機関 乙				口座管理機関 丙			
自己口		顧客口		自己口		顧客口		自己口		顧客口	
保有口	質権口			保有口	質権口			保有口	質権口	顧客口 (外国人株式記録口)	
0株	0株	250株		0株	0株	140株		0株	0株	95株	15株

③ HPでの公表  
(日々)

- ① 銘柄 β
- ② 振替口座簿に記録されている振替株式のうち外国人の保有するものの総数 50株

① 報告  
(日々)

- ① 銘柄 β
- ② 振替口座簿に記録されている振替株式のうち外国人の保有するものの総数 10株

① 報告  
(日々)

(報告不要)

口座管理機関 甲

A		B	
保有口	質権口	保有口	質権口
200株	0株	50株	0株

加入者 A      加入者 B (外国人)

口座管理機関 乙

C		D	
保有口	質権口	保有口	質権口
130株	0株	10株	0株

加入者 C      加入者 D (外国人)

口座管理機関 丙  
(外国人株式記録口座の届出あり)

E		F	
保有口	質権口	保有口	質権口
95株	0株	15株	0株

加入者 E      加入者 F (外国人)

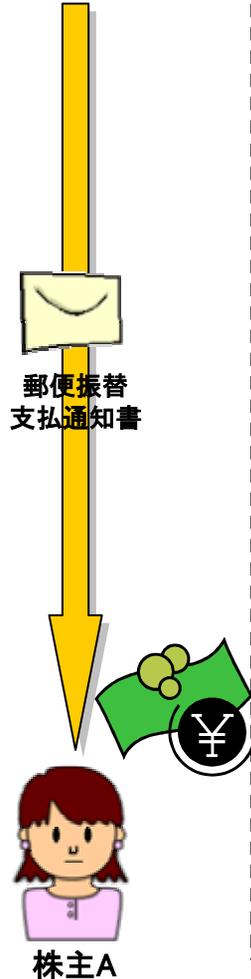
# 株券電子化後における配当金支払い方法

現在

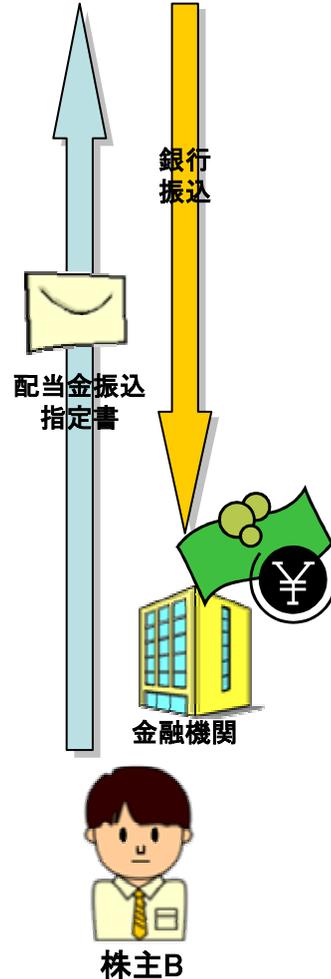
株券電子化後に株主の選択肢として追加されるもの

発行会社(株主名簿管理人)

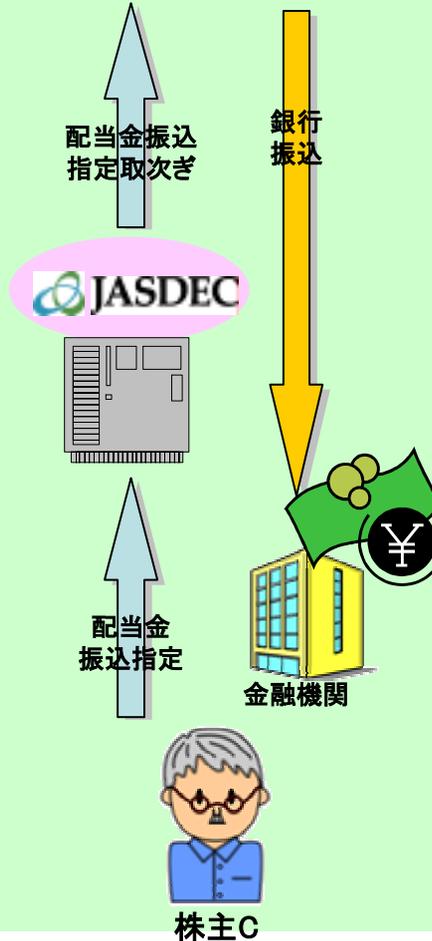
郵便振替簡易払い



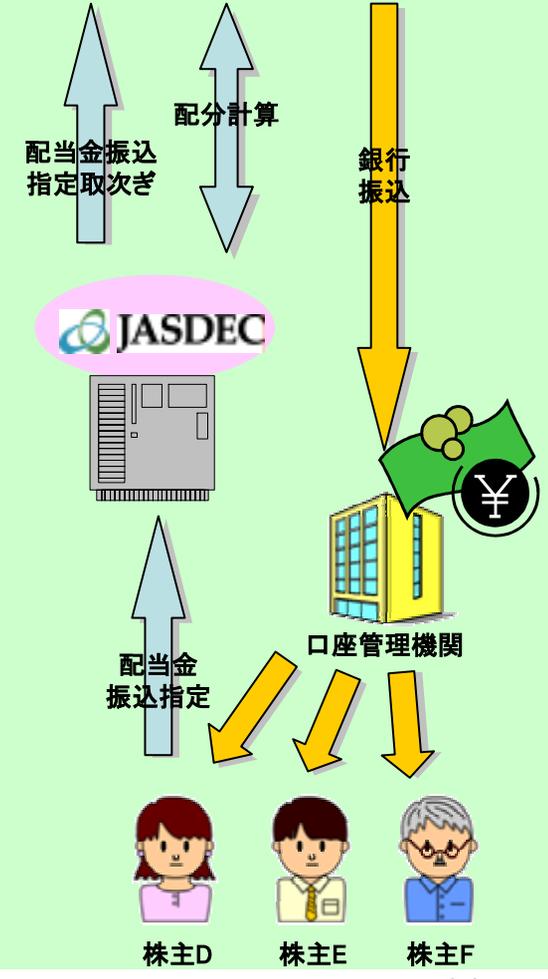
銀行口座振込払い



配当金振込指定の取次ぎ(登録配  
当金受領口座の取次ぎを含む。)



株式数比例配分方式



# 新株予約権付社債及び新株予約権の電子化



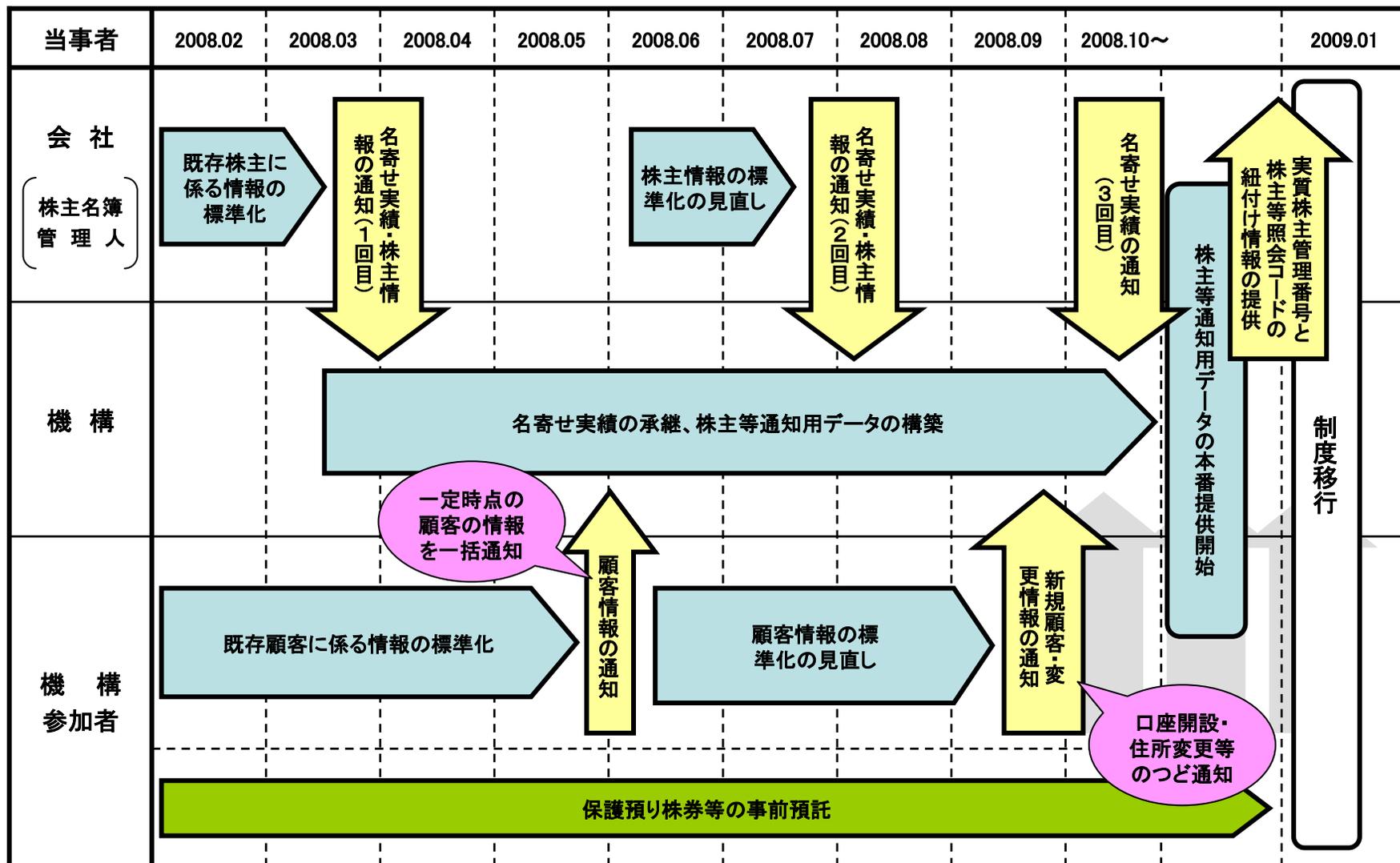
## ◆振替新株予約権付社債

- 取扱対象
  - 証券取引所に上場される転換社債型新株予約権付社債
  - 非上場の総額買取型新株予約権付社債
- 元利金の支払いは、振替制度の階層構造を利用して行う。
- 新株予約権行使請求は、機構を通じて電磁的に行う。

## ◆振替新株予約権

- 取扱対象
  - 証券取引所に上場される無償割当新株予約権(従来の上場新株引受権証書に相当)
  - 非上場の総額買取型新株予約権
- 新株予約権行使請求は、機構を通じて電磁的に行う。払込金は口座管理機関が取次ぐ。

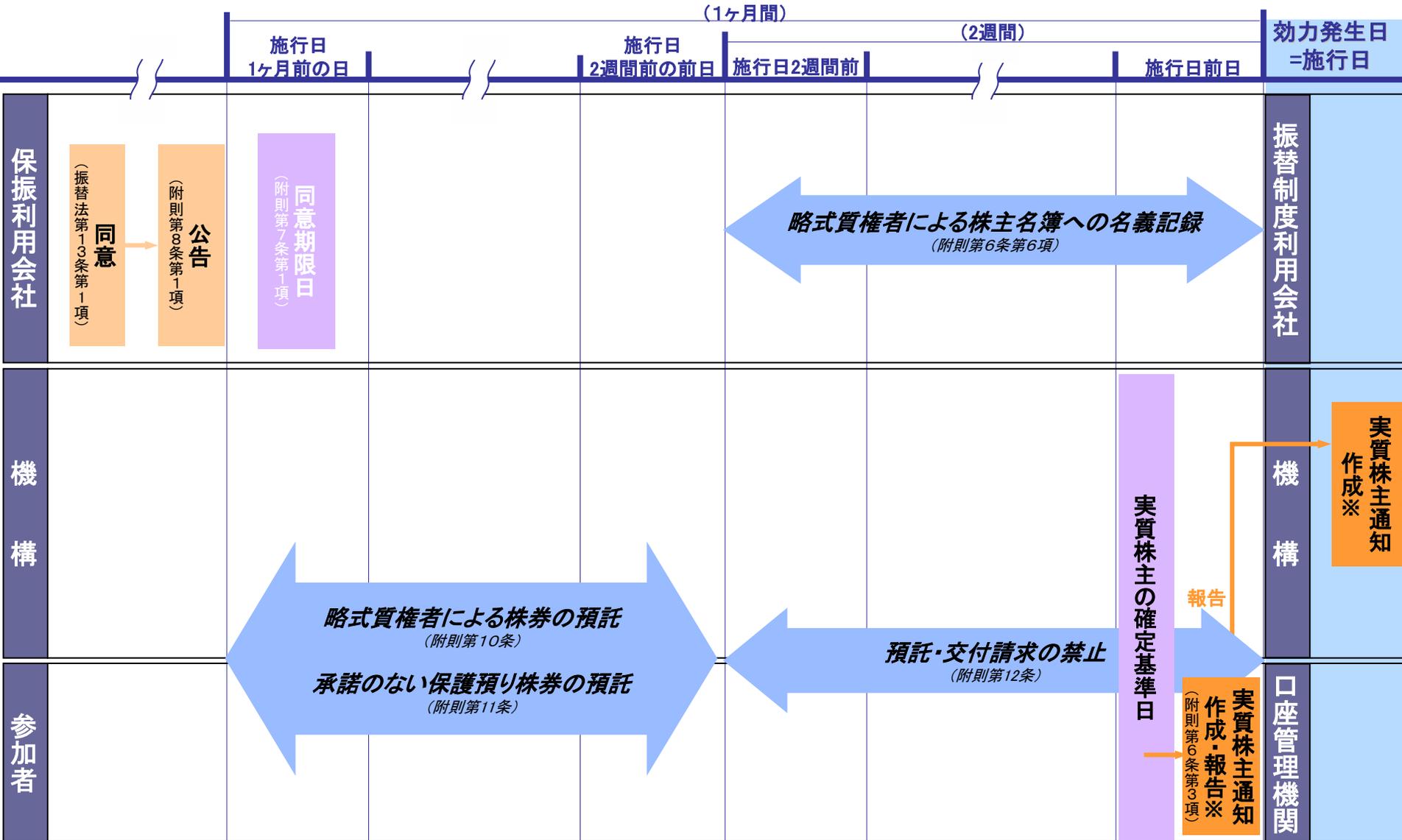
# 移行前における株主等通知用データの整備



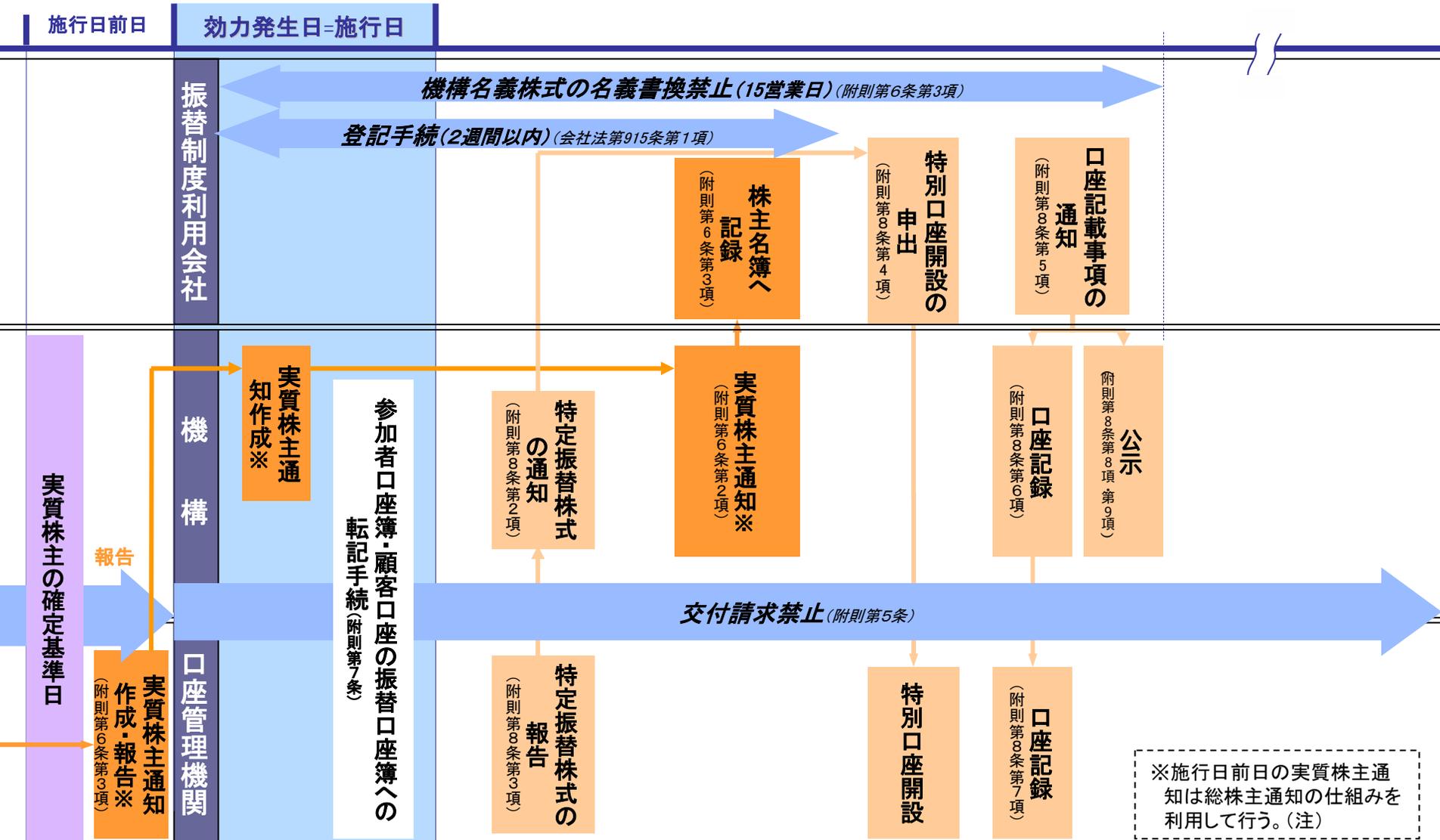
(注1) 制度移行前の実質株主通知について総株主通知の仕組みを利用して行うため、あらかじめ株主等通知用データの整備・本番提供を行う。

(注2) 上記は、2009年1月に制度移行を行う場合に想定されるイメージである。

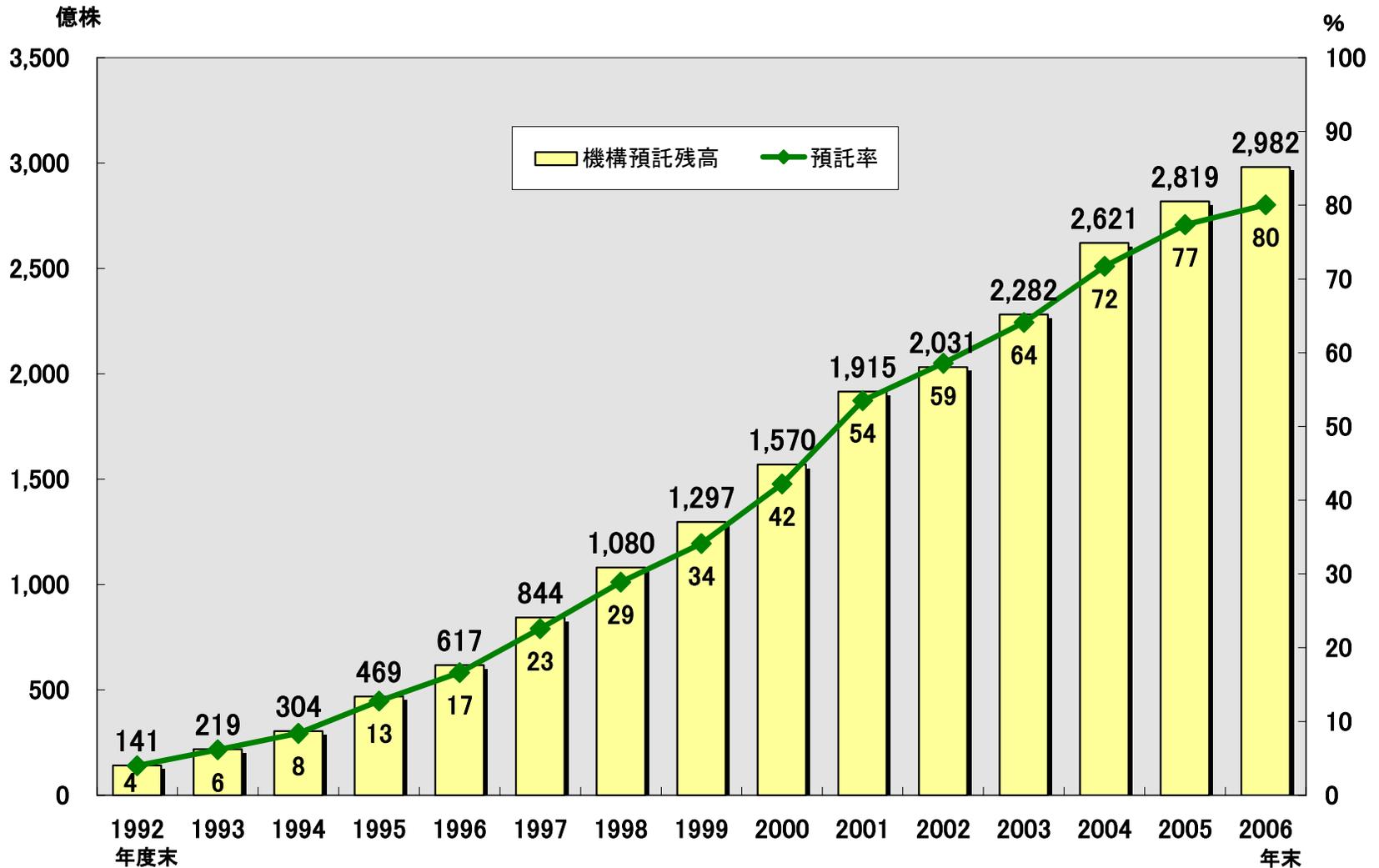
# 移行手続きのイメージ【施行日以前】



# 移行手続きのイメージ【施行日以降】



# 機構預託残高・預託率の推移



(注) 預託率 = 機構預託残高 / 発行済株式総数 × 100 (ただし、2006年末の預託率は年末の機構預託残高 / 11月末の発行済株式総数 × 100)

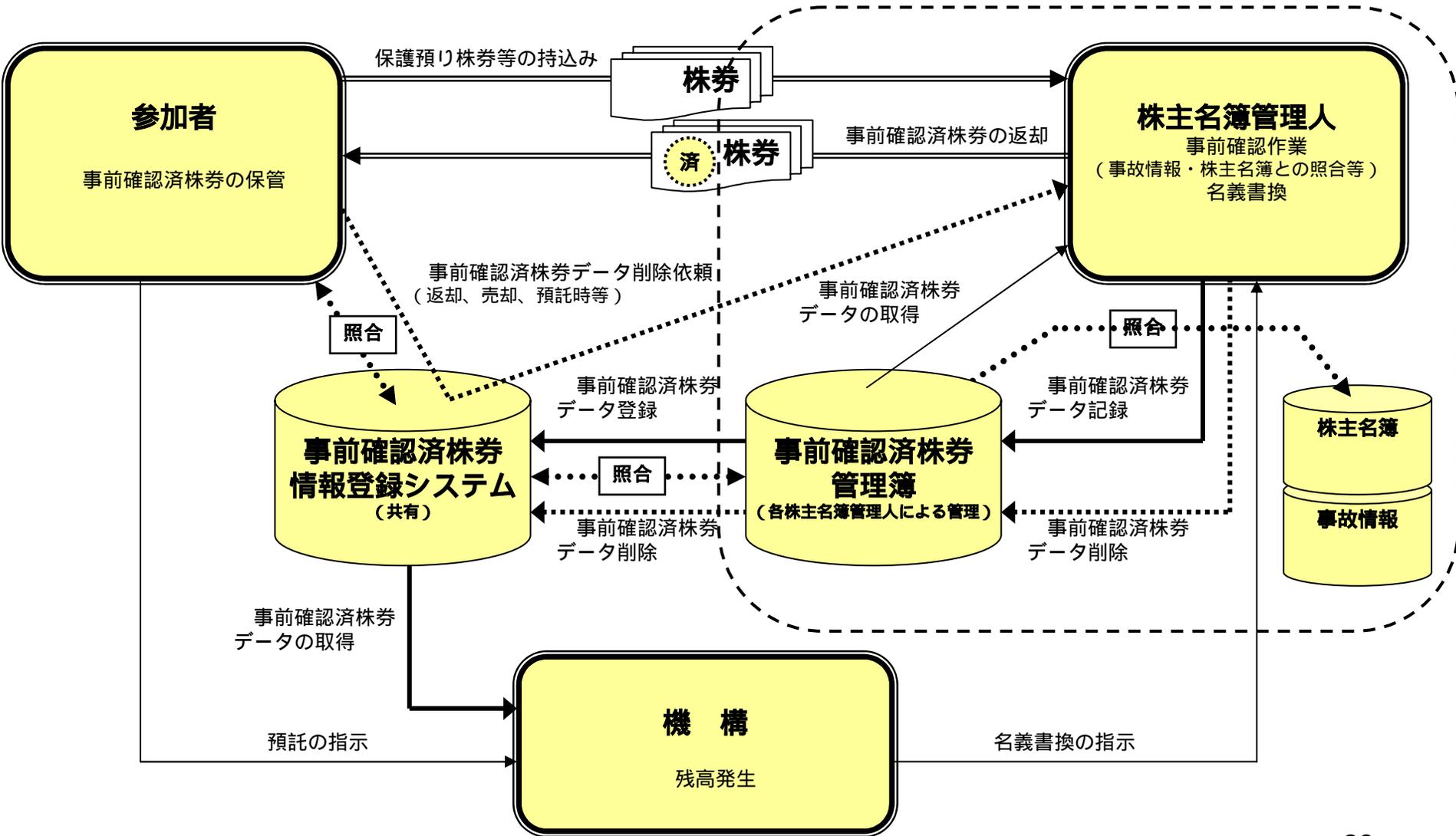
# 非預託株券の内訳

(百万株)

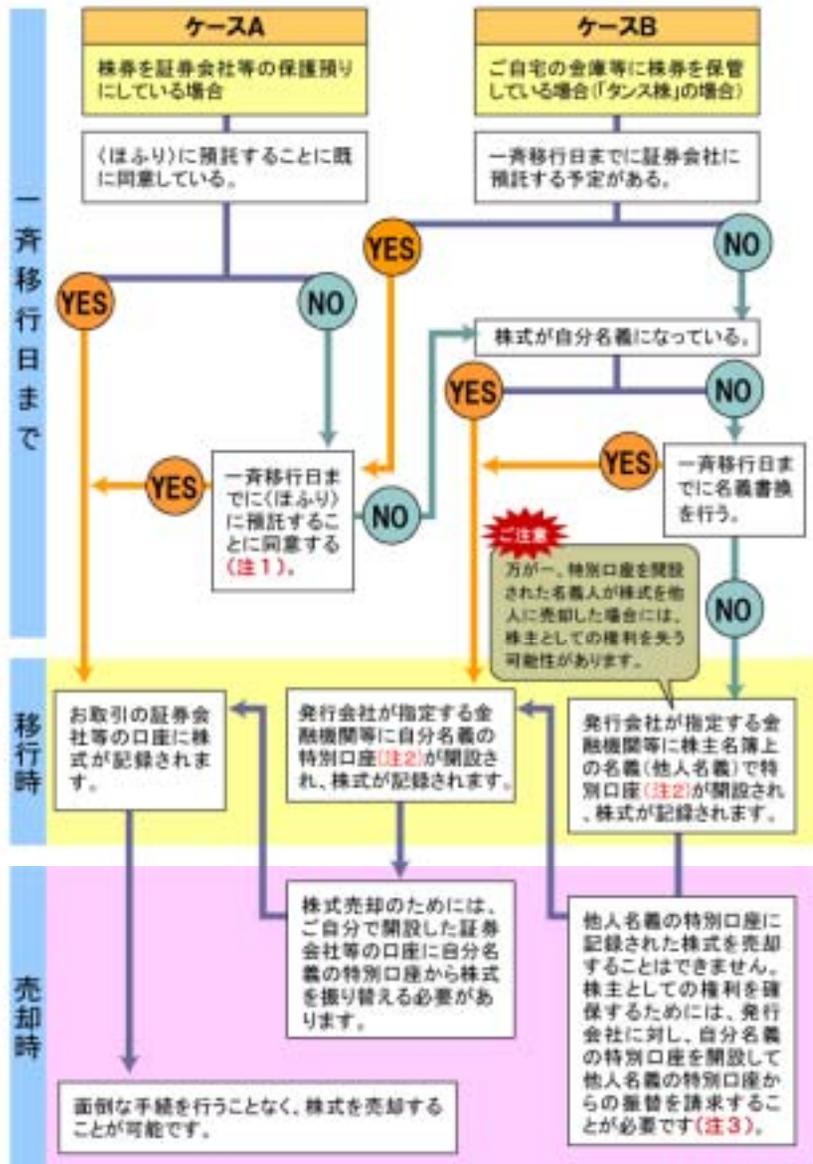
調査項目 所有者の属性	所有株式総数				
		機構預託分	非預託分	証券会社 保護預り等	金融機関への 差入れ担保
(1) 政府・地方公共団体	450	5	445		
(2) 金融機関	113,651	104,819	8,832	1,187	
(3) 証券会社	5,945	5,713	232	539	
(4) 事業法人等	71,659	28,848	42,811	14,613	4,528
(5) 外国人	71,414	64,781	6,633	220	
(6) 個人・その他	101,189	74,255	26,934	7,192	902
合計	364,310	278,424	85,886	23,751	5,430

(注) 出典：・機構「保管振替制度の利用状況に関する調査結果」(名義書換代理人・証券会社アンケート)2006年3月末  
・証券決済制度改革推進センター「株券保管状況調査」2006年3月末

# 事前確認スキームのしくみ(イメージ図)



# 株券電子化制度への移行パターンと留意点



株券を予め証券保管振替機構 ほふり に預託しておけば、特段の手続きを要することなく、株主の権利は証券会社等の振替口座簿に自動的に転記され、その後の売買等についても何ら制約を受けることはない。

一方、株券を ほふり に預託しないまま一斉移行日を迎えた場合、株主の権利を確保したり株式を売却したりするためには、所定の手続きが必要となる。

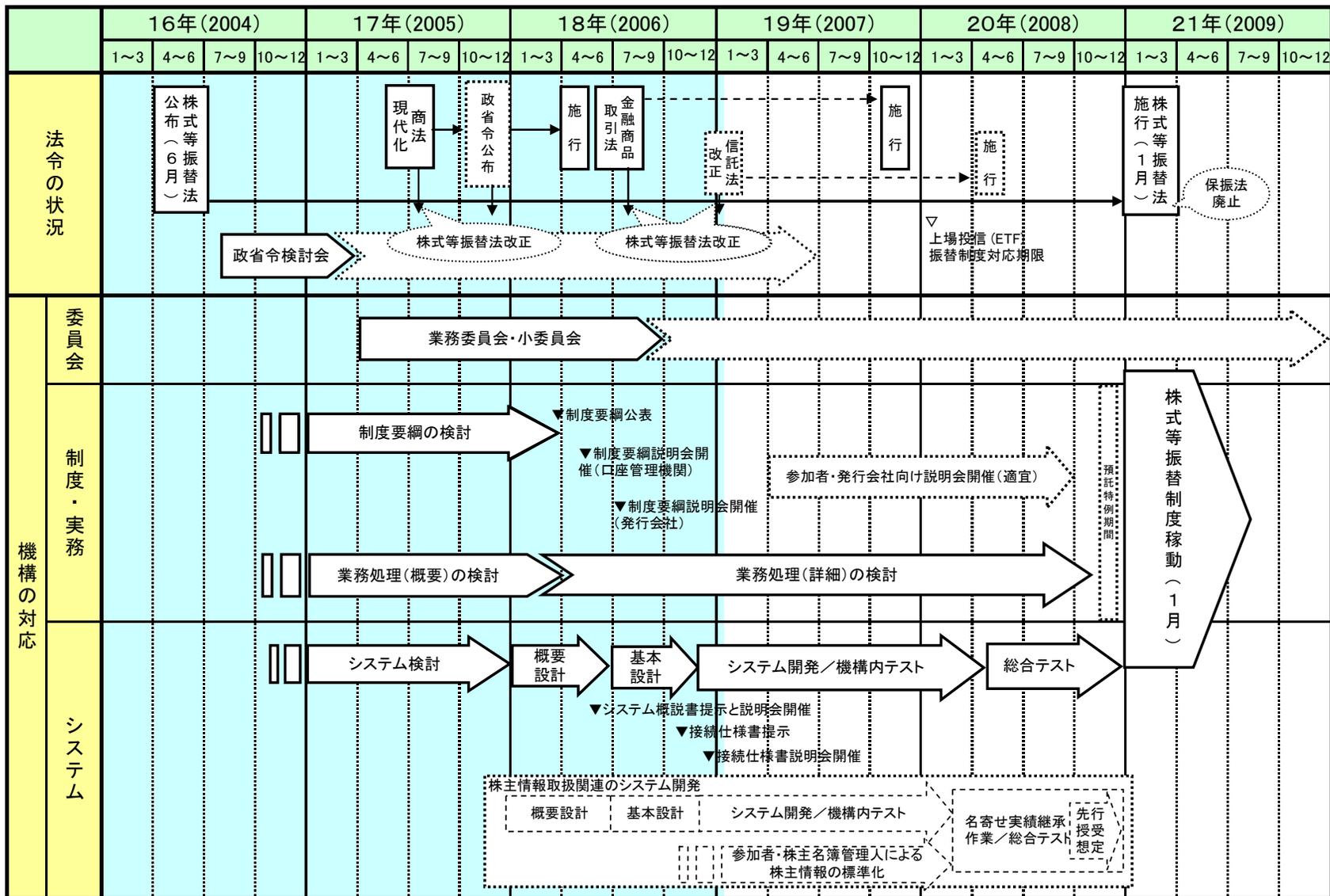
(注1) 一斉移行日の1ヶ月前から2週間前の前日までの間(特例期間)に限り、証券会社等は、顧客の承諾なく、保護預り株券を ほふり に預託できる措置が設けられている( ほふり に預託後、証券会社等は遅滞なく、その旨を株主に通知しなければならない)。

なお、証券界では「タンス株」の預託の受入れを原則として2007年末までとする見込みである。また、特例期間を過ぎると、法律上も株券の預託や交付を証券会社等に請求することができなくなる。このため、預託の同意手続きは早めに済ませる必要がある。

(注2) 通常の口座開設は株主が金融機関に対して開設を申し出ることにより行われるが、特別口座の開設は、株主のために発行会社が金融機関(株主名簿管理人である信託銀行等が想定される)に対して申し出ることにより行われる。

(注3) 発行会社に対する請求方法としては、特別口座の名義人と共同して請求する方法、特別口座の名義人に対して失念株主への名義書換を請求すべき旨を命ずる確定判決もしくはこれに準じる書類として政令で定めるものを添付して申請する方法、その他省令で定める方法が予定されている(政省令の具体的内容は未定)。

# 株券電子化にかかるスケジュール概要

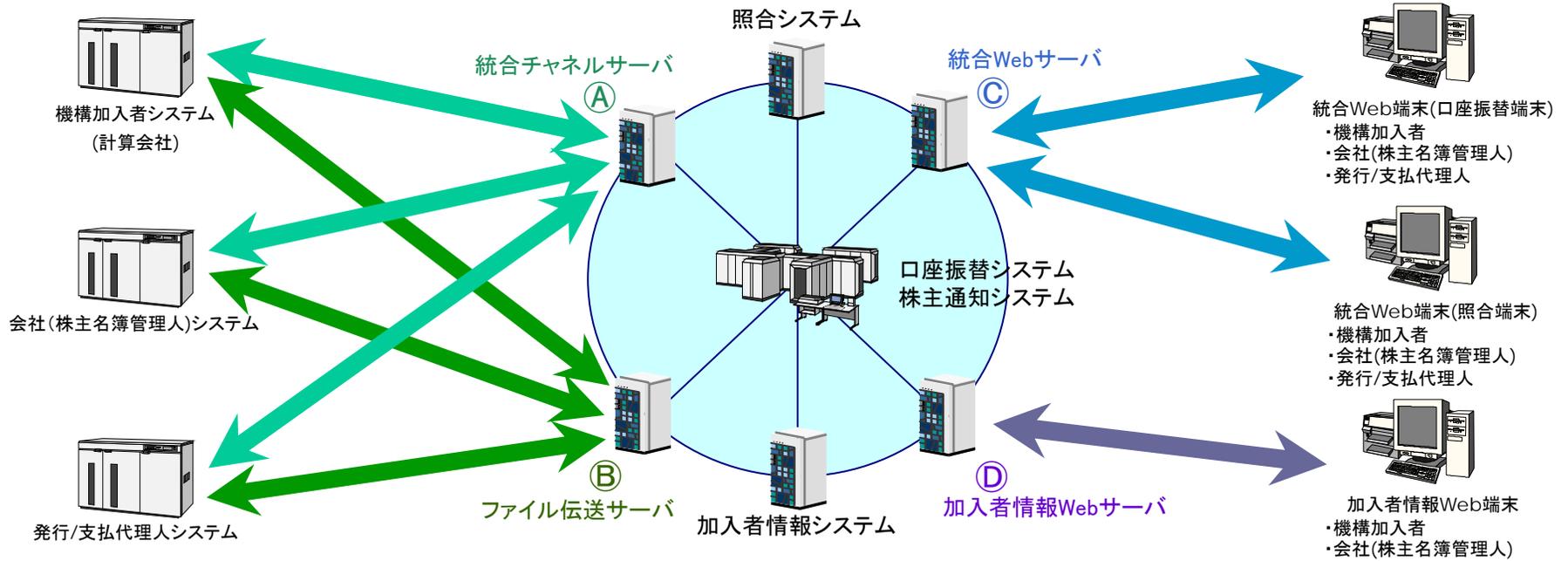


# システム関係想定スケジュール



2006年 12月	2007年 3月 6月 9月 12月				2008年 3月 6月 9月 12月				2009年 1月～
株式等振替システム	システム開発～検収テスト				総合テスト				全面稼働
	.....				データ整備		総株主通知 先行実施		
<b>▼接続仕様書第1版配付開始</b> ▼システム概説書改版(1.1版) ▼システム接続に関する説明会開催 ▼システム接続に関する説明会開催(計算会社向け) ▼接続仕様書の追加配付及び改版 ▽総合テスト方針の策定 ▽移行方針の策定 ▽データ整備実施要領の策定 ▽総合テスト実施要領の策定 (説明会開催及び参加申込受付)					<b>総合テストの主な内容(実施予定項目)</b> ①接続確認テスト(システム接続ネットワークの確認) ②業務確認テスト(業務処理システムの確認と評価) ③性能テスト(システムの処理性能の評価) ④障害・災害テスト(システム障害・災害発生時を想定したテスト) ⑤移行テスト・リハーサル(加入者情報・総株主通知・全面稼働別テスト)				
<b>データ整備の主な内容</b> ①株主情報の標準化(統一文字コード化等)(TA) ②顧客情報の標準化(統一文字コード化等)(参加者(証券会社等)) ③株主等通知用データの整備(TAにおける名寄せ実績の継承・銘柄横断化)					▼TA・標準化済株主情報データ提供(2月末及び6月末基準) ▼参加者・標準化済顧客情報データ提供(4月末基準) ▼加入者情報システム稼働 (新規・変更情報の受付開始) ▼株主通知システム稼働 (総株主通知先行実施)				
	▼投資信託振替システム稼働				▽上場投資信託の振替制度移行(証券保管振替システム)				▽一斉移行 (全面稼働)

# 株式等振替システム(接続概念図)



## 【接続インターフェース】

### ① オンラインリアルタイム接続方式 (統合チャネルサーバ)

利用者システムを統合チャネルサーバ経由で回線接続し、リアルタイムに口座振替・照合に係る業務処理を行う。

### ② ファイル伝送方式 (ファイル伝送サーバ)

利用者システムをファイル伝送サーバ経由で回線接続し、ファイル送受信処理を行う。

### ③ 統合Web接続方式 (統合Web端末 (口座振替端末・照合端末))

利用者設置端末を統合Webサーバ経由で回線接続し、画面を利用して口座振替・照合に係る業務処理を行う。

### ④ 加入者Web接続方式 (加入者情報Web端末)

利用者設置端末を加入者情報Webサーバ経由で回線接続し、画面を利用して加入者情報に係る業務処理を行う。

# 新システムのセキュリティ対策

## ➤ システムセンタ

- ✓ 新システムセンタへの移転(正センタ, バックアップセンタ)
- ✓ ハード・ソフトの全面リプレース(全取扱い商品について)

## ➤ 回線

- ✓ アクセス回線の光ファイバー化
- ✓ バックアップ回線の敷設

## ➤ 授受データ

- ✓ 送受信データの暗号化(回線障害時の媒体授受データについても同様)

## ➤ 事務室

- ✓ 独立性の確保、入退室時の認証
- ✓ カメラ等による監視・録画・録音、端末操作ログの記録

# 上場投信の振替制度化対応



## 振替制度化の基本方針

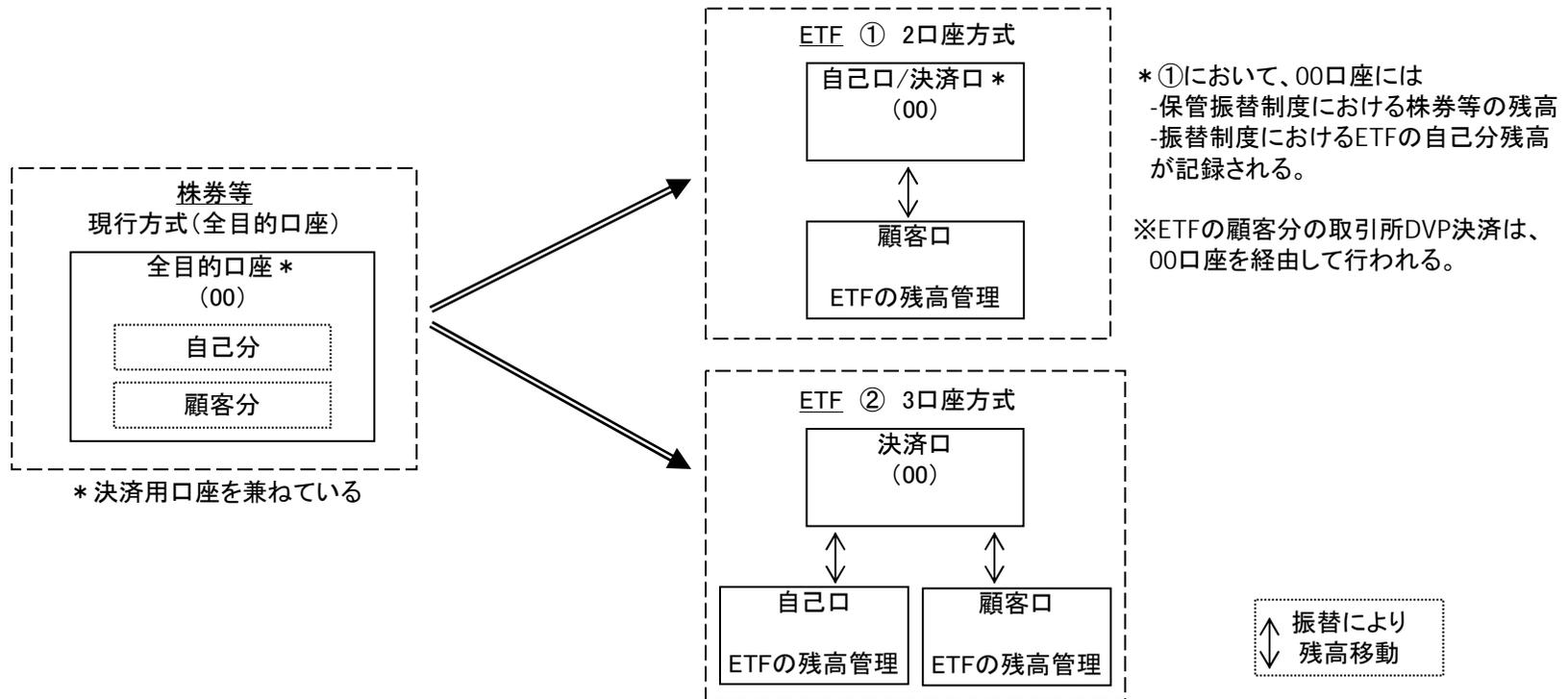
- 株式と同様に決済が行われている実態を踏まえ、原則として振替制度後の株式と同一基盤で処理を行う(一般投信の振替システムとは機能を共有しない)。
- 上場投信の振替制度開始日から株式の振替制度開始日までの間は、経過措置として現在の保管振替システム、業務処理方法を最大限活用して対応する。

### ◇ 株券電子化対応と振替制度対応

	2006年(H18年)	2007年(H19年)	2008年(H20年)	2009年(H21年)
保管振替制度	株券・CB等 - H21年6月8日までの政令で定める日(振替法の施行日)まで			
	上場投信 - H20年1月5日までの政令で定める日まで			
上場投信	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <b>振替制度対応:</b> 株式の振替制度の稼働前において現行の保管振替システムの機能や業務処理方法等を活用する段階                 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>振替制度対応(H20.1.4~)</b> </div>
	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <b>株券電子化対応:</b> 株式の振替制度の稼働後において振替株式の処理と平仄を合わせて行う段階                 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>株券電子化対応(H21.1~)</b> </div>
株券・CB等の電子化			◆ 1月 制度対応期限 移行基準日: H19.12.28 移行日(目標): H20.1.4	◆ 6月 制度対応期限
一般投信 投資信託振替制度		◆ 1月 制度開始		

# 自己口・顧客口の口座区分対応

- 自己口・顧客口は区分口座により区分する(下記①若しくは②の方法による。自己分と顧客分を同一の区分口座に記録することはできない)。
- 株券等保管振替制度におけるETF以外の既存取扱有価証券(株券・CB・REIT等)の自己分と顧客分について、株券等の電子化の実施までは現行の全目的口座を維持することとする(現行制度において全目的口座で参加者自己分・顧客預託分の管理を行っている機構参加者に限る)。



## 新しい株式振替制度に関するお問い合わせ先

株式会社 証券保管振替機構

【制度関係】 企画部 株券電子化担当

【システム関係】 システム第一部 次期システム担当

E-Mail : [furikaekabusiki@jasdec.com](mailto:furikaekabusiki@jasdec.com)

※ ホームページにも各種情報を掲載しております

URL ⇒ <http://www.jasdec.com/ds/>